

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 1 6 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

山形運輸支局 輸送・監査部門
首席運輸企画専門官

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項に基づく指定医の
診察のための被通報者の移送等に係る道路運送法第 20 条第 2 号の取扱いに
ついて

標記について、東北運輸局自動車交通部旅客第二課長より別添のとおり事務連絡が
ありましたので了知願います。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 1 2 日

山形運輸支局 輸送・監査部門
首席運輸企画専門官 殿

自動車交通部旅客第二課長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等に係る道路運送法第 20 条第 2 号の取扱いについて

標記について、物流・自動車局旅客課より別添のとおり事務連絡があったので内容を了知されるとともに、関係団体及び関係地方公共団体あて周知された

事 務 連 絡
令和8年3月10日

各地方運輸局自動車交通部旅客第二課等 御中

物流・自動車局旅客課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等に係る道路運送法第20条第2号の取扱いについて

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第1項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等については、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合に、道路運送法第20条第2号に基づき、あらかじめ地域公共交通会議等での合意が得られているときには、営業区域外旅客輸送が認められる。

については、本件について了知のうえ、営業区域外旅客輸送に係る上記取扱いについて、地方公共団体など関係者から当該輸送に係る問い合わせがあった場合には適切に対応されるとともに、管内の地方公共団体あて周知されたい。

なお、本件は令和7年度の地方分権改革に関する提案も踏まえたものである。

参考

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）

【国土交通省】

（13）道路運送法（昭26法183）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）27条1項に基づく指定医の診察のための被通報者の移送等については、休日や夜間等において地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合に、20条2号に基づき、あらかじめ地域公共交通会議等での合意が得られているときには、営業区域外旅客運送が認められることを、令和7年度中に地方運輸局及び地方公共団体に通知する。